

天台智者大師別傳並に註釋について

山内舜雄

記を明瞭ならしむることは重要な意味を有してくるわけである。

天台教學は、確かにわれの教理的研究の対象としては興味深き宝庫である。しかし仏教一般に於ける教學と云う意味が、理論的探求を目的とする通常の学の概念と異り、実践的な全人格の体験なくしてはその真髓を把握することが不可能であると云う独自の性格を有する限り、天台教學に於ても、その大成者たる智者大師自身の宗教的体験の経験を離れてその教学のみを追求することは許されぬ筈である。換言すれば、かの広大にして精緻なる教學組織も、畢竟大師自らの宗教的体験の客観的投影以外ならぬと云えるし、又古來教觀双美義觀雙明と歎称せられる奥底には、依人立宗として異彩を放つた智者大師自身の定慧兼備の宗教的人格が存することを忘れてはならぬのである。茲に於て天台教學研究上、大師の伝

而して大師の伝記に就いては、古來基礎的資料とも云うべきものが三種存する。即ち今茲に取上げた別伝と同じく灌頂の編纂した国清百錄及び道宣の続高僧伝第十七にある智者の伝である。百錄の自序を見ると、別伝の外にも玉泉の法論、会稽の智果の大師伝のあつたことが知られるが、續伝は別伝と終南山竜田寺の法琳の大師伝を挙ぐるのみであるから、續伝撰述当時までに早くも散佚した如くである。又法琳の大師伝も後に失われ、現存するものは僅かに別伝と續伝のみである。なほ伝教台州錄に道証撰の天台山智者大師別傳一巻が記載されているが勿論現存しない。

以上三種の基礎資料中、續高僧伝は灌頂の寂後十三年を経て撰述せられた頗る仏教史家の間に重きをなす僧伝

であり、国清百録はその自序によると、智寂の編集した大師の遺迎信命搜訪のこととを記した草本を、智寂の滅後灌頂が増加補修して作製したものであるから、これ又歴史的資料としては極めて確実性のあるものである。これに対しても別伝は、同じ灌頂の筆に成るものであるが、多分に信仰的立場より書かれたものであるから、既に如海の紀年録等の指摘している如く、歴史的立場からは百録や続伝によつて裁かれねばならぬ運命を有する。しかし単なる歴史的立場からのみ取扱われた伝記は、畢竟無味乾燥となりて生ける大師の宗教的人格を顕現することは出来ない。この点別伝は大師の後継者たる灌頂によつて天台教学の文字通りの大成者智者大師の古今に卓絶したものである。故に史実としては百録や続伝に一步譲るところがあるとしても、宗義上からは極めて重要な意義を有する伝記である。慈雲の隋函目録には、別伝と百録とは蓋し是れ大師始終の化迹なりと云われているが、上記三種の基礎資料中、われくが特に別伝を取上げた理由もこゝに存する。即ち別伝に於ける大師は單なる歴史上の人物としてではなく、灌頂によつて天台の宗義上、

かくあらねばならなかつた理想的人格として描き出されている。従つてその中に大師の生ける宗教的人格を表現せんがための灌頂自身による創作と思われる点が存することは、後の別伝註釈者の等しく指摘する如く、極めて当然のように思われる。否、極言すれば、灌頂は後に完成された大師の教學組織に適合する如く、逆にその伝記を組立てたとき云々云えども、又別伝中に散在する大師の德行は、玄義の私記縁起では十徳として極めて整然と分類されているが、灌頂はかかる十徳を脳裏に描きつゝ、逆に別伝を構成したとも云えども云えよう。しかしそれ等は、余人に非ずして、大師の円熟せる晩年の十有三年間常に大師に隨從し、三大部を始め殆どその講説を筆録整理して、事實上天台教學をして後世に存在せしめた章安灌頂の観たる大師觀なるが故に、充分尊重されなければならぬし、又重要な意義を有するのである。即ち別伝に於て灌頂は大師の宗教的体験と後に發展したその思想とを、出来る限り一致せしめんと企図したのである。従つて上述の如き、大師の宗教的体験の歴程を精細に把握し、以てその思想的展開たる教學組織との必然的連関を追求せんとする立場からは、別伝は眞に之に適當

する伝記と云うべきである。次に史実としての別伝であるが、かく云うも、灌頂は強いて客観的事実を無視して都合よきよう別伝を構成したのではない。灌頂と殆ど同時代に玉泉の法論、会稽の智果の大師伝があつたことは百録の自序からして明かであり、且百録も灌頂自身の編纂である。殊に仏教史家の間に高く評価されている道宣の続高僧伝が殆ど別伝に扱つたことは、両者の文を比較すれば文々句々驚く程符合しているところからも明瞭である。従つて前述の如き灌頂の態度を顧慮すれば、別伝の歴史的信憑性は決して疑わしいものではない。続紀に別伝事を叙ぶるの際尙浮辞多しなど云うは、明かに右の事情を察知せざる妄言と云うべきで、別伝の真偽を抹殺するに等しい。別伝を史的資料として取扱う場合注意を要する所以である。

而してわれくは、今更めて宗義と史実との問題を根本的に論究する暇はないが、続伝や百録によりて歴史的正確さを期しつゝ、別伝の有する上述の如き特長を把握することが必要なのではないかと思う。

以上別伝撰述に対する灌頂の態度よりして、別伝の続伝や百録と本質的に異なる性格を明かにすると共に別伝研究の意義を論じたのであるが、次に別伝撰述の客観的事

情に就いて一瞥して見よう。別伝句読の叙で觀国は

「初大師滅後隋帝遣柳顧言訪一代行狀於門人於是章安尊者親製此狀以上帝刺諸州考使令下各写三通、流布云然其文緝裁巧密排鋪青喪不似尊者平昔之筆蓋當時徐庾文章盛行于世朝野翕然競相模範意者菩薩權智欲誘引後進不得不下循俗尙而投時機也」

とこの間の事情を説明しているが、確かに別伝末尾にある柳顧言に依る撰述の動機及び百録中にある「上行状一卷」等の記事よりして、別伝は多分に一般的性格を持つた伝記であったことがわかる。従つて灌意は前述の如き純粹なる立場より大師の宗教的生涯を描く反面、自から対社会的顧慮をも払わねばならなかつた如くである。

今その極端な一例を挙げれば、かの「三国成一有三大勢力人能起此寺」の文などは、後の隋の統一を暗示したもので、明かに時の皇帝への追従以外の何物でもないと云われよう。しかしそこに又大師の滅後國清寺に遺業を護らんとする灌頂等の苦心も窺われるわけであつて、かゝる意味から当時の仏教界及び一般社会の諸情勢と関係せしめて別伝を理解することは極めて重要なこととなつ

てくる。

又文章に就いても、右の事情からして外典を引用した一般的表現を用いているから、従つて形式的な美辞麗句が多く、後世の註釈者より章安文を飾るなりとか、前出の如く章安平昔の筆に似すとか非難されているが、俗尚に循い時機に投せんとする別伝の反面の性格からは、眞に止むを得ざるものがあつたのであるから、別伝を理解する上に注意しなくてはならない。

二

天台智者大師別伝並に註釈について

(57)

以上に於いて大体別伝の性格及び取扱上注意すべき点を挙げたのであるが、要は先ず別伝を如何に正確に読み且つ理解するかゞ問題なのであるから、現存の藏經所収天台別伝が果して原本そのまゝに伝えられているものなりやと云うことから検討し始め、次に別伝が古來如何に理解されて来たかを見るため、その註釈の全てを詳細に吟味し、併せて前出の基礎資料及び從来の大師傳に関する各種の資料を考量すると共に当時の社会的諸条件を考察し、以て上に述べるが如き別伝本来の意味を把握せんとするのが以下の研究である。

昭和 現存 天台書籍総合目録によれば、別伝の単行本の現存するものなく、隋天台智者大師別伝一巻が大正藏五〇巻、縮藏一陽一一、正藏一三三一七、等に収められている

が、いずれも明本に依つたものである。而してこれが原本そのまゝであるかどうかは、更めて吟味する必要がある。伝教越州錄には天台智者大師別伝一巻章安和上述二十紙とあり、註教目録には天台大師別伝の名が見え、その他義天錄にも天台大師別伝一巻と記されているが、前述の如く單行本の現存するものはないから、従つて古來の別伝註釈書の中の本文を対照する以外に之を検討する方法はないわけである。そこで便宜上先にその註釈書を挙げるが、その現存するものは、天台の他の註釈書に比して極めて少數である。而して現存する最も古い註釈は中國の曇照の註した智者大師別伝註である。曇照註に就いては仏祖統紀二十三（未詳承嗣伝第一）に

「法師曇照四明人受業方広宣和初述天台別伝註最

為詳要學者題之」

とあり、最も詳要なるものと称せられ、統紀自身も智者の伝の中に之を引用しているが、後に詳しく述べる如く大変誤りの多いものである。その序を見ると

「此本近有_ニ吳興合溪廣福寺智謙法師箋註_一是則存_レ之
非則去_レ之今用_ニ南山總伝天台百錄陳氏南史玉泉行狀碑并
皇朝張相公閔王祠記隋書帝紀列傳_一并詢_ニ雲水同人_ニ居_ニ玉
泉_ニ會說_ニ殿壁紀錄_ニ別傳_ニ所_レ不_レ載者_ニ悉皆引而註_レ之
俾_ニ祖師行業光_ニ昭於万世_ニ亡窮之伝也」

とある如く智謙法師の箋註を取捨して撰述したものであるが、その参考資料として挙げてある続伝百錄等と別伝との関係を、果して厳密に考究したかは甚だ疑問である。中には本文すら厳密に読んでいたかどうかとさえ疑われる箇處がある。従つて後世の註釈者は考証の忍鑑を始めとして、総て曇照註の誤謬を徹底的に指摘している。しかしかし非難する反面、それ等の殆どがこの曇照註を多かれ少かれ唯一の指南としていたことは、それ等としては全くことの出来ぬものである。現存する曇照註は寛永九年本のほか、正統藏一一二一七一四にも収められているが、後者には端記の跋が付されている。而して両者の本文は殆ど同じであるが、之を藏經所収の明本と対照するときは、後に指摘するが如き相違を有する。なほ新しいものに上海法藏寺印行の天台智者大師別

傳輯註が存する。これは民国十九年興慈が曇照の原註を重輯し蕭澍霖が校讎したものである。その本文は続藏のそれに依つた如くであるが、必ずしも一致せず、明本を用いた箇處が存する。内容に就いてはその序に

「搜諸典於續藏。偶得伝註_ニ一卷。宋曇照法師著。喜欲刻之。因而讀之。其雖詳備。或語隱不申。或間有少悞。并以刻印幾更未究。魚魯之麥頗多。由是不揣庸陋。詳考經書。或加或刪。載修載輯。分作四卷。題曰輯註。庶使披卷瞭然。淺深易明。」

と云つてゐるが、概ね曇照註の誤りを訂正しているもの殆ど從来の註釈の範囲を出ていないようと思われる。

次に写本であるが体素（堯延親王）（寛永十七年・1630—元祿八年・1695）（京都妙法院蔵）の隋天台智者大師別伝註の註釈書の序文からして明かである。従つて別伝の註釈としているが、後者には端記の跋が付されている。而して両者の本文は殆ど同じであるが、之を藏經所収の元祿八年・1695）（京都妙法院蔵）の隋天台智者大師別伝註が存する。堯延親王の序が別に付されているが、この体素註はその自序からして前記の曇照註に似て、全く曇照註に拠つた如くである。殊に訓点送假名を見ると寛永九年刊の曇照註のそれに殆ど一致するから、大方これを見て書かれたものであろう。間々曇照註の誤謬を訂正している箇處が存し、概ね肯綮に当つていると云うものの、

全体として見れば曇照註の範囲を出るものではない。而

して考証も句讀もこの体素註に就いては全く触れることなく、その存在すら知らなかつたことは両者の序からして明かである。従つて体素註は後の註釈に何等影響を与えたなかつたと云ふ意味で、全く独立したものとして取扱うべきであろうが、曇照註の誤謬を指摘している箇處が余りに考証と一致しているのは甚だ注目すべきである。殊にその本文は曇照註のそれとも異り、明かに写誤を訂正している箇處が存するから、それまでの写本に依つたことを示しているが、大体明本と大差はない如くである。しかし中には曇照註に拠つたと思われる箇處も存する。

次に最も重要なものとして、忍鎧の天台山国清寺智者大師別伝考証を挙げねばならぬ。元文六年に於ける真際百癡の序及び亮香の跋が付され、寛政八年刊行のものが現存するが、この考証は題名の如く、極めて詳細に別伝の本文に就いて、字句の解釈からその引用典籍に至るまで忠実に考証したもので、その間尙吟味すべき点があるとしても、恐らく別伝註釈書としては最も精要なるものであろう。しかし後に可透が之を刪略して句讀を撰せし如く、やゝ瑣雜の趣があるが、曇照註の誤りを適確に

指適して、古來の疑義を確實な考証を以て解決しているのは認むべきである。而して考証の本文であるが、これは問題である。何となれば、後に詳しく本文を出して指摘する如く、考証の本文の中には統紀に引用されている続伝の文が、多少の出入はあるが、挿入されてゐる箇處が存し、且屢々本文を訂正している。これ忍鎧の拠れる本文がかくあつたのか、将又忍鎧自身之を適當なりと認めて挿入又は訂正したのか、慎重に吟味すべき異本であるが、とも角明本とは大変異なるから注目すべき異本である。ほぼ考証の写本として智者別伝考証三巻が寛永寺に存するが、今その内容を見るに、刊本の考証とは概ね一致していると云うものの、細部に於いてはかなり出入があり、殊に刊本に無い註釈が多く存し、且刊本ほど整理されなく雑然とした感がある。即ち刊本には簡明に和文にて書き下した箇處が存し、論旨の通達を図つているが、この写本は漢文のみにて只典拠を羅列してゐるに過ぎない。この様な点から考えると到底刊本の抜粋ではないようである。只奥書もなく智範所持とあるのみにて、年代が全く不明であるが、恐らく開板以前の写本ではなかつたかと想像される。而してその本文を見ると刊本の考証

の本文とは重要な点で異つてゐる。即ち後に指摘する如く刊本の考証で訂正されている箇所がこの写本では訂正されていない。例えば刊本の考証では大師は先師となし初啓は初契となつてゐるが、写本では大師、初啓そのまゝで明本と一致してゐるのである。殊に刊本の本文の中に挿入されている続伝又は統紀の文は、この写本にはなかつた如くである。と云うのは、この写本では本文の全文が掲げてなく、註釈を施すに必要な本文の箇所のみを出してゐるため、その全文を知ることが出来ぬが、今云う挿入された文の註釈は、刊本の考証には極めて詳しく存するのに、この写本には全然ない。従つて刊本の考証とこの写本とではその扱れる本文を異にした如くである。而して如海の紀年録を見ると大同四年戊午の下に、統紀の文が殆どこの様な体裁で別伝と折衷されて出されている。故に考証以前に於いて、この様な本文が存したとも考えられるから、強ち考証自身の挿入とは云い得ない。恐らく考証の扱れる本文の如きものが存したのである。只字句の訂正に就いては、忍鎧は一本に有り云々としているから、勿論かゝる本文の存したことは云う迄もないが、しかし考証の本文にのみ見られるもので、大

変明本とは異なるものであるから、先の曇照註の本文と共に、本文の対照上極めて重要なものと思う。殊に訂正に当つて、忍鎧は明かに原本を推定せんとしたようであり、首肯すべき議論も存する。従つて後に指摘する如く明本の不適当なる点も考えられてくるから、この考証の本文校訂は確かに注目すべきものであろう。考証の自序及び註釈の中の忍鎧の態度を見ると、或は一本に扱ることなく、忍鎧自ら本文の訂正を行つた如くにも思われるるのである。

考証に次いで撰述されたものに可透（祖閥）の隋天台智者大師別伝句讀がある。慈門觀國の序を有し、安永七年刊行されているが、その自序に

「近南溪鑑公集ニ事義三卷一余借而讀レ之其可レ取者多事ニ刪略二入ニ拙撰中ニ則令ニ讀者不厭」

とある如く、忍鎧の考証を刪略して、極めて達意的な註釈を施している点が特長で、考証に比すれば甚だ簡潔ではあるが、却て考証より卓見を提出している点が存する。殊にその本文に就いては、考証の本文訂正に概ね贅意を表しつゝも、本文の訂正は行わず、正しく明本を用いているのは可透の見識を示すものと云うべきで、この

点からも考証の本文に就いては再考の余地があると思われる。只明かに明本の誤りと思われる箇所は二三訂正している。

なほこの外に、写本ではあるが敬雄の天台智者大師別伝、翼註及び靈空の別伝幻々箋、詳解余說等が寛永寺に存するが、今その内容を省略する。

以上にて現存する別伝の註釈書を終るが、その間、本文に就いて述べし如く、藏經所収の明本以外に現存する異本としては、曇照註、体素註、及び考証等の本文が挙げられるが、その中重要なものは曇照註、並に考証の本文であろう。従つて以下本文の対照に於ては、主としてこの一本を用いることとする。

而してこれ等現存の註釈を内容的に見ると、矢張り考証、句讀が別伝に対する本格的研究で、殊に考証は最も検討する必要があると思う。曇照註は最古の註釈であると云う以外に取柄はなく、体素註も余り参考とはならぬ。従つて以下本文の註釈に關しては考証を中心考察を進めてゆくこととする。

なほ現存せざるものに、吳興合溪廣福寺智謹法師の箋註があるが、これは曇照註の中に多少取捨されて存する

から、僅かにその内容を窺うことが出来るが、曇照註と同じく余り価値あるものとは思われない。

次に大師の伝記関係の資料を挙げれば、上述の百錄、

続高僧伝等の基礎資料のほか、荊溪の止觀輔行を始め、法華伝記、天台九祖伝、釈門正統、仏祖統紀等實に多数存する、従つて瑣雜を避けるためその總てを挙げぬが、

後世これ等あまたの諸説を集成整理せんと意図する日詔の訓導記、如海の紀年録等が出現するに至つた。前者は大師の生誕から入滅までの主要な行業に就いて諸説を集録したもので、一応参考とはなるが、只諸説を提出したのみで之に對する自己の見解が殆ど表明されてないのは惜しまれる。これに對して紀年録は、その自序によれば大師の德行と才月との關係が不明であるを歎き、広く諸文を檢して大師の年録を編集しようとしたものであるから、云わば大師の伝記を時間的に整理せんと企図したわけである。大體別伝、続伝、及び統紀の三本に拠つた諸文の折衷から構成されているが、その中に大師誕靈の年数及び享年の寿数を定め、且別伝、続伝、統紀等が一一に暦を推さずして只德行のみを述ぶるに対し、委しく暦を推算して德行の才月を定めているから、別伝を年次的

に理解する上に極めて参考となるものである。又その拠る所無きは則ち旧伝に准じて闕如すとある如く甚だ良心的でもある。殊に料簡及び問答に於いて、古来の重要な疑義に対し極めて明快な解決を与えているのは注目すべきで、この点単に問題の抛れる処を提出したに過ぎない日詔の訓導記とは非常に異なる。又「別伝続伝等文字倭訓其謬不レ少今逐一改レ之以ニ与レ彼不レ同勿ニ此為レ非也」とあるから、その本文は上來の意味から一應参考とする必要がある。

次に本文考究に入るに先立ち、別伝の撰者及撰時に就いて注意すべき点を述ぶれば、撰者が章安灌頂であることは古來無義はないが、仏祖統紀卷九に
 「用ニ国清智寂禪師本ニ稍加ニ増益逐ニ行ニ於世ニ」
 とあり、別伝は智寂禪師の草本に灌頂が増益して作製したもののかの如く解されているが、これは志盤が百録の序を誤讀したのであって、智寂の草本云々と云うは百録に限るべきであることは云う迄もない。別伝が灌頂自ら資料を蒐集し撰述したことは別伝の末尾に

以ニ開皇二十一年ニ遇ニ見開府柳顧言賜レ訪ニ智者俗家桑梓入道縁由皆不レ能レ識克レ心自責微知ニ醒悟ニ仍問ニ遠

台後瑞隨分憶持然深禪博慧妙本靈迹皆非ニ淺短能知ニ但恋ニ慕玄風ニ無レ所ニ宗仰ニ輒編ニ聞見ニ若レ奉ニ慈顏ニ披ニ尋首軸ニ涕泗俱下謹狀

祖於故老ニ即詢ニ受業於先達ニ瓦官前事或親承ニ音旨ニ天皇二十一年（仁寿元年）開府柳顧言に遇見し云々の記事よりして、從来仁寿元年と考えられていたが、別伝中に入大業元年一月の記事があり、又国清百録第八十五、八十六条より検するに智越が智璪に命じて晋王に奉啓せしめた文の中に

「弟子灌頂記録為ニ行状一卷ニ由レ在ニ山内ニ未ニ敢啓ニ」とあり、日附は大業元年八月三十日となつてゐるから、仁寿元年頃より次第に資料を蒐集し始め、大業元年二月より八月までの間に完成されたものと見るのが正しいと思われる。